

## 自治会等掲示板の設置等に対する補助

市民と市の情報共有を図り、協働のまちづくりを推進するため、市政情報等を地域住民へ広報することを目的として、自治会・町内会等による掲示板の設置、または補修に要する経費の一部を補助しています。

### 1 補助申請できる団体

市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体

### 2 補助申請の要件

- ・ 掲示板の設置場所は、自治会・町内会等で確保できること。
- ・ 掲示板に、一定の文言や地図等のみを固定表示していないこと。
- ・ 広告目的による企業名または個人名等の表示がないこと。
- ・ 過去5年度間に本補助金を受けて設置または補修した掲示板でないこと。  
(ただし、安全上の問題など事情がある場合を除く)

### 3 補助の対象

設置、または補修に要する経費

### 4 補助の限度額

設置総額の2分の1以内（限度額 1 団体 20 万円） ※1,000 円未満切捨

### 5 抽選について

申請総額が、市の予算の範囲を超えた場合は、抽選により補助対象団体を決定します。  
(ただし、安全上の問題等の事情がある場合は、優先して交付決定を行うことがあります。)

### 6 その他

補助を受け設置・補修した掲示板については、以下の内容を遵守していただきます。

- ・ 市が依頼した掲示物は、原則、掲示すること。
- ・ 政治的または宗教的な活動に関する掲示物および、収益を目的とする企業等に関する掲示物を掲示しないこと。
- ・ 譲渡、交換、貸し付け、または担保等に利用しないこと。
- ・ 補助を受けた翌年度から5年度間以上適切に維持管理すること。
- ・ 掲示板の設置状況等の調査がある場合は協力すること。